

# 講師派遣等に関する規程

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ペット災害危機管理士会（以下、本会）が定款第 3 条（目的）および第 5 条（事業の種類）に基づき、本会が、講演・研修等を主催する団体等（以下、主催者）に対して講師派遣を行う際に必要な事項を定める。

## (講師の派遣要請)

第 2 条 本会講師の派遣要請は、理事長宛の書面をもって、事務局に申請されたものでなければ公式な派遣要請とは認められない。

## (主催者の要件)

第 3 条 本会は暴力団、暴力団関係企業、詐欺集団等の反社会的勢力に対しては講師派遣を行わない。

## (講演・研修テーマの要件)

第 4 条 本会に依頼される講演・研修テーマのうち、次の各項に該当する場合、講師派遣を行わない。

- (1) 特定の宗教活動を主目的にするもの
- (2) 特定の政治活動を主目的にするもの
- (3) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを主目的にするもの
- (4) 特定の政党のために利用することを主目的にするもの
- (5) 本会の活動に係る事業に支障を生じるほどの作業負担が予想される講師派遣等
- (6) その他、本会の活動の円滑な推進に支障を及ぼすと本会が判断する講師派遣等

## (講師の選任)

第 5 条 講師は、事務局が主催者の要望を踏まえて選考し、理事長が任命する。また、主催者への通知は、事務局より行う。

## (講師の日当等)

第 6 条 講師の日当は、原則として主催者が提示した金額を基に、理事長が都度決定する。

2 講演・研修会場の使用料、会場設営費用、使用する機材・資料等、講演・研修等の実

施に係る一切の費用は主催者の負担で準備するものとする。

- 3 講師の住所から講演・研修等の会場への往復交通費、宿泊費は主催者の負担とする。

(報告の義務)

第7条 講師は、帰任後5日以内に事務局へ出張旅費精算書ならびに報告書を提出しなければならない。

(申告の義務)

第8条 会員で、主催者より直接講師の派遣要請を受けた者は、非公認で講師を受ける場合であっても、あらかじめ事務局へ申し出なければならない。また、非公認で講師を受ける場合は、ペット災害危機管理士®、一般社団法人全日本動物専門教育協会ならびに本会の名称を名乗ることはできない。

(規程の改廃)

第9条 この規程を改正し、または廃止しようとする時は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和5年12月21日から施行する。